

森林造成等事業補助金交付要綱

(最終改正 令和8年4月7日)

(通 則)

第1 森林造成等事業補助金（以下「補助金」という。）は森林の造成及び保全を図るため、市町村、森林組合、森林所有者等が行う森林造成等事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、森林組合、森林所有者等（暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）及び花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号林野庁長官通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 造林事業

(2) 小規模森林育成事業

2. 補助事業の内容、交付の対象、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおり

とする。

（経費の流用の禁止）

第3 第2の第1項に規定する各事業の経費は、相互に流用してはならない。

（申請手続）

第4 規則第3条の規定による申請書は、原則として、事業完了後速やかに提出するものとする。申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1－1号のとおりとする。

2. 事業完了前に申請書を提出する場合の申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1－2号のとおりとする。

3. 前項による申請の内容に変更が生じた場合は、別記様式第1－3号により申請し、知事の承認を受けなければならない。

4. 第2の第1項に規定する事業の(1)、(2)については、補助金交付事務の円滑な実施を図るため、補助金交付申請は委任形式により行うことができる。

（以下「代理申請」という。）この場合は次によるものとする。

(1) 補助金の交付の申請をしようとする者は、その事業が完了したときは速やかに委任者〔施行地所在の森林組合（森林組合のない市町村にあつては市町村とする。）〕に完了届けを提出し、補助金の申請手続及び請求、受領に関する一切の権限を委任する。

(2) 委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）はこれを取りまとめ調査のうえ申請書を作成し、関係書類を添えて知事に提出するものとする。

5. 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそ

のことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。

6. オルソ画像等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」（以下「ガイドライン」という。）を参考にするものとする。なお、GNSSを用いた補助金申請については、「造林事業におけるGNSS測量機器等使用基準・現地検査基準（令和5年3月28日付け4森保第1560号農林基盤局長通知）」に基づいて行うものとする。

（申請の取下げ）

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6 知事は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、別記様式第5－1号により補助金の交付を決定する。第4の第1項の規定による申請の場合は、別記様式第5－2号により補助金の交付の決定と第8に定める補助金の額の確定を同時に行うものとする。

2. 第4の第5項に該当する場合は、知事は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額額については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

（実績報告）

第7 第4の第1項の規定による申請の場合は、申請書が規則第13条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

2. 第4の第2項の規定による申請の場合の規則第13条の規定による実績報告書は、事業完了後速やかに提出するものとする。実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第1－4号とする。

（補助金の額の確定）

第8 知事は、規則第14条により、第7の実績報告を受理した場合は、速やかに

その内容を審査し、しゅん工検査を行い、適当と認めた場合は、補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第9 知事は、補助金を補助事業の完了後、請求書に基づき交付する。

(補助金受領者の義務)

第10 造林事業、小規模森林育成事業にあつては、補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度からすくなくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、保険の加入等成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。

2. 造林事業にあつては、補助事業者は、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）にあつては、事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。以下同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合に、当該転用又は伐採除去（以下「転用等」という。）、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

3. 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第6－1により、その金額等を知事に報告しなければならない。

4. 絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年度、別記様式第6－2により知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に共してはならない。

(交付の決定の取消し、又は補助金の返還)

第11 知事は、この補助金等の交付を受ける団体が、不正の手段により補助金等の交付決定を受けた場合又は暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

2. 知事は、規則第16条に規定する外に、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 第10の第2項に該当する場合は、当該施行地に係る補助金相当額（公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由の場合は、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができる。）

(2) 第10の第3項に該当する場合は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額

(3) 造林事業実施要領別表1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数90が適用される場合にあっては査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）

(4) 造林事業実施要領別表1の森林環境保全直接支援事業のうち経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数180及び170が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものに

については、当該事業が造林事業実施要領別表 2 の査定基準に掲げる査定係数 90 が適用される場合にあっては査定係数 90 を適用して算定される補助金相当額との差額)

- (5) 造林事業実施要領別表 1 の森林環境保全直接支援事業のうち権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去 5 年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（造林事業実施要領別表 2 の査定基準に掲げる査定係数 180 及び 170 が適用される事業のうち一括計画に基づいて行うものについては、当該事業が造林事業実施要領別表 2 の査定基準に掲げる査定係数 90 が適用される場合にあっては査定係数 90 を適用して算定される補助金相当額との差額）

ア 一括計画が同法第 52 条第 2 項の規定により適用される同法第 40 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取消となった場合は、当該取消を受けた日

イ 同法第 52 条第 1 項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第 43 号第 3 項第 2 号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日（「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号）第 23 の 11 の (3) により県が森林経営管理法第 44 条第 2 項に基づく公表を取りやめた日とする。）

- (6) 人工造林の特殊地拵えを行った場合、当該施業地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた特殊地拵えに係る補助金相当額

- (7) 更新伐を行った場合、当該施業地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、

交付を受けた更新伐に係る補助金相当額。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(8) 2項の(5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額。ただし、「当該一体的に実施すべき事業をすべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の実施内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(9) 森林作業道等を開設し、又は改良した場合、当該森林作業道等に係る造林計画期間内に、その全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は補助目的を達成することが困難となる場合、当該森林作業道等に係る補助金相当額

(10)「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）における更新伐を実施した箇所について立木の材積が森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年間以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額

(支払状況報告)

第12 代理申請者は、補助金受領の日から原則として30日以内に委任者に当該補助金を支払うものとし、補助金配布明細書（様式7号）を作成し、これに基づいて補助金配布通知書（様式8号）を交付してこれを行い、委任者に当該補助金を支払った後10日以内にその状況を知事に報告（様式9号）するものとする。

(少花粉森林転換促進事業)

第13 少花粉森林転換促進事業の申請手続き等に用いる様式については、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領に定める様式を用いるものとする。ただ

し、事業名については少花粉森林転換促進事業と記すこととする。

（実施細則）

第14 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（書類の経由）

第15 この要綱により提出する書類は、名古屋市にあっては、県農林基盤局に、他の市町村にあっては所轄する県農林水産事務所に提出するものとする。ただし、少花粉森林転換促進事業については、県農林基盤局に提出するものとする。

附 則（昭和55年4月1日付け55治第180号）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年1月14日付け55治第180号）

この要綱は、昭和56年1月14日から適用する。

附 則（昭和57年4月8日付け57治第241号）

この要綱は、昭和57年4月8日から適用する。

附 則（昭和57年12月10日付け57治第241号）

この要綱は、昭和57年12月10日から適用する。

附 則（昭和60年3月30日付け60治第41号）

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年10月14日付け61治第148号）

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年1月12日付け63治第19号）

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年5月2日付け63治第98号）

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年1月8日付け1治第269号）

この要綱は、平成1年4月1日から適用する。

附 則（平成2年7月20日付け2治第180号）

この要綱は、平成2年7月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年12月26日付け2治第279号）

この要綱は、平成2年12月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月13日付け3治第247号）

この要綱は、平成3年12月13日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月24日付け4治第196号）

この要綱は、平成4年9月24日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成 5 年11月29日付け 5 治第218号）

この要綱は、平成 5 年11月29日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年11月25日付け 6 治第246号）

この要綱は、平成 6 年11月25日から施行し、平成 6 年 6 月23日から適用する。

附 則（平成 7 年 5 月19日付け 7 治第122号）

この要綱は、平成 7 年 5 月19日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 7 月23日付け 8 治第172号）

この要綱は、平成 8 年 7 月23日から施行し、平成 8 年 5 月10日から適用する。

附 則（平成 9 年 9 月18日付け 9 治第224号）

この要綱は、平成 9 年 9 月18日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成11年 8 月19日付け11治第215号）

この要綱は、平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成12年 9 月11日付け12森保第262号）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成13年 8 月 3 日付け13森保第188号）

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成14年 5 月17日付け14森保第123号）

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年 3 月25日付け15森保第409号）

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年12月28日付け18森保第1108号）

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成19年 4 月25日付け19森保第108号）

この要綱は、平成19年 4 月25日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 4 月 1 日付け20森保第112号）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年4月1日付け21森保第215号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日付け22森保第447号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月1日付け23森保第319号）

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月25日付け24森保第241号）

この要綱は、平成24年6月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月26日付け24森保第614号）

この要綱は、平成24年10月26日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け25森保第9号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月19日付け25森保第1000号）

この要綱は、平成26年3月19日から適用する。

附 則（平成26年4月1日付け26森保第357号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月9日付け27森保第333号）

この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け28森保第150号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月3日付け29森保第78号）

この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附 則（平成30年4月2日付け30森保第95号）

この要綱は、平成30年4月2日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け31森保第91号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け2森保第65号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月18日付け2森保第664号）

この要綱は、令和2年11月18日から適用する。

附 則（令和3年4月1日付け3森保第34号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日付け4森保第74号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日付け5森保第296号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日付け6森保第243号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日付け7森保第276号）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年6月16日付け7森保第351号）

この要綱は、令和7年6月16日から適用する。

附 則（令和8年1月15日付け7森保第886号）

この要綱は、令和8年1月15日から適用する。

附 則（令和8年3月31日付け7森保第1122号）

この要綱は、令和8年3月31日から適用する。

附 則（令和8年4月7日付け8森保第372号）

この要綱は、令和8年4月7日から適用する。

別表 1

補助金の種類	補助対象事業		対 象 経 費	補 助 率	交 付 の 対 象	備 考	
(1) 造林事業補助金	「造林事業実施要領」に基づいて実施する補助造林事業	森林環境保全直接支援事業	事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の4/10 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については補助対象事業費の5/10	次のいずれかの者とする。 (ア) 市町村 (イ) 森林所有者 (ウ) 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） (エ) 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。） (オ) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。） (カ) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） (キ) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） (ク) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (ケ) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項又は第44条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）		
			事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合には補助対象事業費の5/10	(ア)市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）		
		特定機能回復事業	被害森林整備	同上	補助対象事業費の4/10	市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	
			重要インフラ施設周辺森林整備	同上	補助対象事業費の4/10 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合には補助対象事業費の5/10	(ア)市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	
			（特定スギ人工林）林相転換特別対策	同上	補助対象事業費の4/10	(ア)都道府県又は市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	
				保全松林緊急整備	同上	補助対象事業費の7/10	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者
			農山漁村地域整備交付金	整備事業	事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の ただし、用地等取得については補助対象事業費の4/10	市町村、森林経営計画の認定を受けた者、特定非営利活動法人等、市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者
		花粉発生源対策		同上	補助対象事業費の4/10	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	
		促進事業実施要領」に基づき実施する補助事業	少花粉森林転換促進事業	花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務関係経費	定額	林業経営体等	
	花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費			定額	林業経営体等		
	(2) 小規模森林育成事業費補助金	「小規模森林育成事業実施要領」に基づいて実施する補助事業	植栽等	地拵え、地表かき起こし、植付け、播種、不良萌芽の除去に要する経費	補助対象事業費の4/10以内	森林所有者、市町村、森林組合、特定非営利法人、森林整備法人及び林業事業者	
間伐			不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積に要する経費				

造林事業等画像撮影基準

1. 森林造成事業等補助金交付申請書等に添付する写真は、事業実施前及び事業完了後の状況写真とする。その他、下表に基づく写真を撮影、保管し、必要に応じて、竣工検査時に提示するものとする。
2. 写真については、GNSSの位置データが記録されたものとする。

作業種		撮影する作業内容等(※注1～3)	撮影頻度(※注4)	適用等
人工造林		地拵え状況(実施前・中・後)	1施行地につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	・実施した場合のみ ・人力地拵えの場合はその状況を含む ・機械地拵えの場合、使用機械が分かるように撮影すること
		植栽作業実施前・後(近景)		補植の場合は、補植前の枯損率を確認できる写真を撮影すること
		苗木運搬状況		・実施した場合のみ ・フォワーダ運搬の場合、使用機械が分かるように撮影すること
樹下植栽等		人工造林に準じる		
下刈り		作業実施前・後(近景及び遠景)	1施行地につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	人工造林の施行地において4回目以降に実施する場合は、真に下刈りの必要性を証するに足る写真を撮影すること
雪起こし		被害状況(近景及び遠景)	1施行地につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	
		作業実施後(近景及び遠景)		
倒木起こし		雪起こしに準じる		
枝打ち		下刈りに準じる		
除伐		下刈りに準じる		
保育間伐		選木状況(作業中)	1施行地につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	
		作業実施前(近景)		・作業実施前は選木完了したことが分かる状況
		作業実施後(近景)		・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認できるよう同一箇所を撮影すること
間伐		選木状況(作業中)	1施行地のまとまり(査定単位)につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	実施した場合のみ(定性は必須) ・選木した場合、選木完了後の状況 ・定性の場合、選木状況により定性であることが分かるよう努める ・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認できるよう同一箇所を撮影すること
		作業実施前(近景)		
		集材状況		以下の状況がわかるように撮影すること ・使用機械 ・スイングヤーダ及び架線使用の場合は索張り状況 ・フォワーダの場合は積込み地点と荷卸しする土場の状況
		造材状況		使用機械が分かるように撮影すること
		作業実施後(近景)		・定性か列状が分かるよう努める ・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認できるよう同一箇所を撮影すること
		搬出状況(市場伝票等により材積等が確認できる場合)	1集積箇所又は1路網につき1枚以上	はい積み、トラック積み状況等
		搬出状況(上記以外の場合)	全材積分	はい積み、トラック積み状況等
更新伐		間伐に準じる		
衛生伐		被害状況(近景及び遠景)	1施行地につきそれぞれ1枚以上	
		被害材積計測状況		
		現地破砕処理状況		実施した場合のみ
		作業完了後(近景及び遠景)		
一貫作業における伐採・搬出		間伐に準じる		
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	作業実施前・後(近景)	1施行地につきそれぞれ1枚以上	
	林内作業場及び林内かん水施設整備	作業実施前・後	1施行地につきそれぞれ1枚以上	
	林床保全整備	作業実施前・後	1施設等につき検査箇所数と同等枚数以上	
	荒廃竹林整備	作業実施前・後(近景)	1施行地につきそれぞれ検査箇所数と同等枚数以上	
森林作業道整備		開設又は改良前・中・後	1路線につき、始点、中間点、終点をそれぞれ1枚以上。	・実施後の近景は、測量ポール等により幅員等が分かるように撮影すること ・土工を行う場合、使用機械が分かるように撮影すること
		伐開前・後		実施した場合のみ
		除根状況		・実施した場合のみ ・測量ポール等により幅員等が分かるように撮影すること
		盛土の締固め状況	各層につき1枚	・実施した場合のみ ・測量ポール等により締固め厚が分かるように撮影すること
		構造物	1構造物につき1枚以上	検査時に不可視となる構造物を除き、同程度の規格の構造物が2以上ある場合は、2以降は省略することができる
その他		衛星通信機器等利用状況	1施行地についてそれぞれ1枚以上	・実施した場合のみ ・現場での衛星通信機器等設置状況がわかるように撮影すること

※注1) 事業実施前と事業完了後の画像の撮影箇所、撮影範囲、撮影方向等は概ね同じであること。
※注2) 原則として黒板等により作業種、施行地名、作業内容等がわかるように撮影すること。
※注3) 採択要件等に応じて、測量ポール等により規格等がわかるように努めること。
※注4) 検査箇所数とは、造林事業等検査要領第17条記載の本数検査法による検査箇所数のことを指す。

様式第 1 - 1 号

令和 年度 森林造成等事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

下記のとおり事業を実施したので、森林造成等事業補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要な事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	森林作業道作設に係るチェックリスト	第10号	
7	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
8	施行地の位置、区域、面積、施業状況の分かるオルソ画像※	—	2～4の書類を省略可能。 また、4回目以降の下刈りは 7 現地写真 により添付すること。
9	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
10	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
11	標準地内調査野帳	第3-4号	10の書類を省略可能。 保育間伐、間伐、更新伐において、ガイドラインに基づき交付申請を行う場合は、標準地内の調査野帳を添付すること。
12	社会保険等の加入状況調査表	第3-5号	
13	林業の作業現場における技能者の在籍状況調査票	第3-6号	技能者の在籍人数割合による間接費加算を実施する場合に限る。
14	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
15	森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集積配分一括計画に基づいて施業を行う場合に限る。 （森林環境保全整備事業実施要領の運用第16の2の(5)）
16	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
17	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領別表第3のソ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
18	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
19	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ周辺施設森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。
20	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
21	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
22	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
23	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
24	「みどりチェック」チェックシート	第11号	森林環境保全整備事業実施要領の別記様式14によるもの。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
25	林業機械一覧表	—	・申請者が保有する林業機械一覧表、外注の場合は申請箇所で使用された林業機械一覧表を提出する。 ・国費により購入等の補助をうけた機械については、事業名等、及び国費による補助率を記載すること。

※オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

様式第 1 - 2 号

令和 年度 森林造成等事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

下記の事業について、森林造成等事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	森林作業道作設に係るチェックリスト	第10号	
7	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
8	施行地の位置、区域、面積、施業状況の分かるオルソ画像※	—	2～4の書類を省略可能。 また、4回目以降の下刈りは 7 現地写真 により添付すること。
9	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
10	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
11	標準地内調査野帳	第3-4号	10の書類を省略可能。 保育間伐、間伐、更新伐において、ガイドラインに基づき交付申請を行う場合は、標準地内の調査野帳を添付すること。
12	社会保険等の加入状況調査表	第3-5号	
13	林業の作業現場における技能者の在籍状況調査票	第3-6号	技能者の在籍人数割合による間接費加算を実施する場合に限る。
14	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
15	森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集積配分一括計画に基づいて施業を行う場合に限る。 （森林環境保全整備事業実施要領の運用第16の2の(5)）
16	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
17	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領別表第3のソ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
18	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
19	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ周辺施設森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。
20	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
21	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
22	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
23	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
24	「みどりチェック」チェックシート	第11号	森林環境保全整備事業実施要領の運用の別記様式14によるもの。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
25	林業機械一覧表	—	・申請者が保有する林業機械一覧表、外注の場合は申請箇所で使用された林業機械一覧表を提出する。 ・国費により購入等の補助を受けた機械については、事業名等、及び国費による補助率を記載すること。

※オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

様式第1－3号

令和 年度 森林造成等事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事

殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

事業名 事 業

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の添付書類の様式によって変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、その内容が対比できるよう作成すること。

様式第 1 - 4 号

令和 年度 森林造成等事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった下記の事業について、
その実績を別添のとおり報告します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	森林作業道作設に係るチェックリスト	第10号	
7	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
8	施行地の位置、区域、面積、施業状況の分かるオルソ画像※	—	2～4の書類を省略可能。 また、4回目以降の下刈りは 7 現地写真 により添付すること。
9	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
10	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
11	標準地内調査野帳	第3-4号	10の書類を省略可能。 保育間伐、間伐、更新伐において、ガイドラインに基づき交付申請を行う場合は、標準地内の調査野帳を添付すること。
12	社会保険等の加入状況調査表	第3-5号	
13	林業の作業現場における技能者の在籍状況調査票	第3-6号	技能者の在籍人数割合による間接費加算を実施する場合に限る。
14	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
15	森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集積配分一括計画に基づいて施業を行う場合に限る。 （森林環境保全整備事業実施要領の運用第16の2の(5)）
16	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
17	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領別表第3のソ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
18	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
19	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ周辺施設森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。
20	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
21	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
22	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
23	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
24	「みどりチェック」チェックシート	第11号	森林環境保全整備事業実施要領の運用の別記様式14によるもの。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。
25	林業機械一覧表	—	・申請者が保有する林業機械一覧表、外注の場合は申請箇所で使用された林業機械一覧表を提出する。 ・国費により購入等の補助をうけた機械については、事業名等、及び国費による補助率を記載すること。

※オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

令和 年度 造 林 事 業
小規模森林育成事業

補助金交付申請内訳書

[illegible]

- (注) 1. 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとの事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、小計とする。
2. 事業主体が林業事業体等または森林所有者の場合、「補助金の最終受領者の課税区分」欄は、原則課税業者、原則課税業者ではないのいずれかを記入すること。
3. 「雇用の有無」欄は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された（さるる）場合、有と記入する。
4. 「作業種」欄は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打た、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業における伐採・搬出、衛生伐、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備）、森林作業道整備、森林保全再生整備（鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲）を記入すること。
5. 面積単位でない作業種は、「面積」欄に延長（m）、箇所数等を記入すること。
6. 「集材方法」欄は、使用機械を記入すること。
7. 人工造林、樹下植栽等、衛生伐、付帯施設等整備、森林作業道整備以外の作業種については、林齢を記入すること。
8. 「下刈り回数」欄は、同施業地における当該年度の下刈り（全刈り）回数について、1回目、2回目以降のいずれかを記入すること。
9. 「下刈り累計回数」欄は、同施行地における植栽後の下刈り回数を記入すること。
10. 「森林所有者」欄には森林所有者の氏名及び電話番号を記載する。また、多人数で欄に収まらない場合、別紙で作成する。
11. 「事業実行者」欄は、事業主体からの請負等により実作業を行った（行う）者を記入すること。
12. 面積、森林作業道の延長はポケットコンパスによる測量等による。ただし、1ha未満の小施行地については要点間の距離測量による簡易法によることができる。
13. 造林地の林班、小班番号欄には森林簿の数字を記入すること。

様式第2－2号

令和 年度 造林事業補助金交付申請内訳書（絆の森整備事業分）

記

1. 事業実績

区 分		構 造 規 格	事 業 量	事業費	事業費の内訳(円)	
				(円)	直接費	諸経費
全 体 計 画 調 査			式			
共生 林 整 備	樹木等の植栽・播種		ha			
	雑草木の除去		ha			
	不用木の除去・不良木の淘汰		ha			
	枝葉の除去		ha			
	小計		ha			
付帯 施 設 整 備	標識類整備		式			
	林内作業場整備		箇所			
	駐車場整備		m ²			
	防火施設整備		箇所			
	機能保持施設整備		箇所			
	給排水施設整備		箇所			
	休憩施設整備		箇所			
	防護柵等整備		箇所			
	溪流路整備		箇所			
	小 計					
林内 歩 道 等	林内歩道		m			
	絆の森作業路		m			
	小計					
用地 等 取 得	土地取得		ha			
	立木竹取得		m ³			
	小計					
合計						

2. 事業完了（予定）年月日

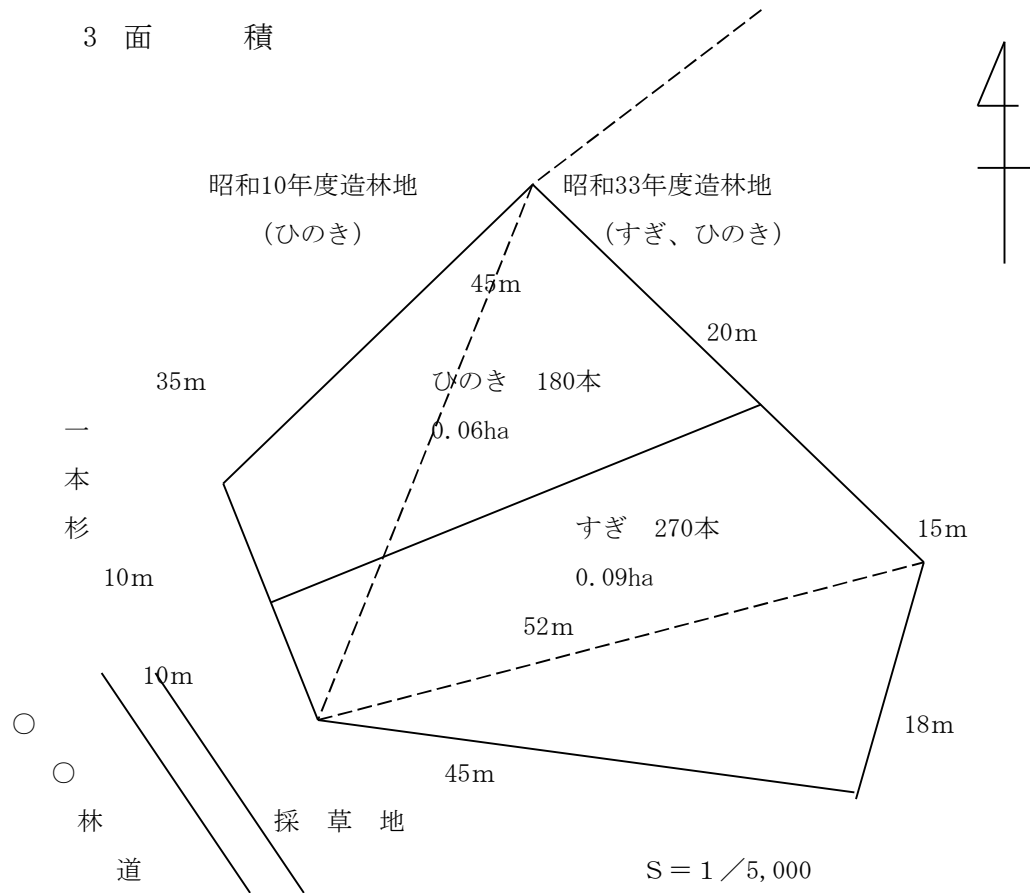
令和 年 月 日

様式第3－1号

(造林)

番号

- 1 事業主体
- 2 施行地地番
- 3 面積



(注) 1 測量野帳の添付は任意

2 施業図記載要領

- (1) 一団地に林種、樹種の異なるものがある場合、または既造林地、除地等のある場合は区別して図示すること。
- (2) 一申請書で2か所以上ある場合は1施行地1葉とすること。
(ただし、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐については、交付申請単位内の施行地のまとまりで1葉とすることができる。)
- (3) 施行地および施行地に至るまでの主な目標物を記入すること。
- (4) 除地（1か所0.01ha以上）があるときは図示する。
- (5) 要点間の距離測量を行った場合には、上図のように図示することができる。
- (6) 間伐、更新伐に係る交付申請書の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
- (7) フォワーダを使用した場合は、フォワーダが走行した作業道等の線形及び積込み地点から荷卸しする土場までの平均距離を記載する。

搬出材積集計表

申請単位番号

整理番号	施行地					面積 (ha)	搬出材積 (m3)	証 明 書 等	搬出方法	搬出距離
	林班 小番	市町村	大字	字	番地					
計										

1ha当たり搬出材積 ＝ _____ m3/ha

- (注) 1. 本表は、搬出材積を区分する施行地のまとまり毎に記入する。
2. 証明書、写真等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
(事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
3. 1ha当たり搬出材積は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。
4. 重量単位で記載された伝票等に基づく搬出材積の換算方法は、搬出材の生重量1トンあたり材積1.2立方メートルで換算することを標準とする。
- ただし、含水率等の測定等により適切な換算根拠がある場合は、その他の換算方法を適用できる。

平均胸高直径調査表

樹種・林齢

胸 高 直 径 (cm)	本 数	胸 高 直 径 合 計 (cm)
6		
8		
10		
12		
14		
16		
18		
20		
22		
24		
26		
28		
30		
32		
34		
36		
38		
40		
合 計	(B)	(A)

$$\text{平均胸高直径} = \frac{(A)}{(B)} \text{ cm}$$

- (注) 1. 調査野帳等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
(事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
2. 平均胸高直径は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

整理番号	
------	--

標準地内調査野帳

樹種・林齢 _____

胸 高 直 径 (cm)	本 数 (施 業 前)	本 数 (施 業 後)	胸 高 直 径 合 計 (cm)
6			
8			
10			
12			
14			
16			
18			
20			
22			
24			
26			
28			
30			
32			
34			
36			
38			
40			
合 計	(A)	(B)	(C)

(A)

(B)

(D)

伐採本数 = ー

 本

(D)

(A)

伐採率 = ÷ 100 = %

(C)

(B)

平均胸高直径 = ÷

 cm

(注) 1. 平均胸高直径は、小数第 2 位を切り捨て、1 位止とする。

社会保険等の加入実態状況調査表

事業実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

整理番号	
------	--

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	自力・請負 ・受託別	備考
									中退共		中退共以外				
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点			
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
合計													0点	加算率	
平均															

- (注) 1. 本表は、施行地ごとに、事業に従事する各現場労働者について社会保険等の加入状況を取りまとめる。
2. 証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。（補助金交付申請書及び実績報告書への添付は不要）
3. 算出された平均点数に応じて、間接費の社会保険料等として表 1 に示す率を加算できる。
4. 平均点数は、小数第 2 位を切り捨て、1 位止とする。

表1：平均点数別の加算率

平均点数		加算率
1点以上	7点未満	3 %
7点以上	13点未満	10 %
13点以上	23点未満	13 %
	23点以上	18 %

林業の作業現場における技能者の在籍状況調査票

職員数（雇用形態別）

雇用形態	雇用実績	
	林業現場作業職員	
常 用	人	

(記載要領)

1. 雇用実績には、申請時の雇用実績を記載すること。
2. 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
3. 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
4. 季節労働とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
フォレストリーダー（現場管理責任者）	人	
フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）	人	
1級林業技能士	人	
2級林業技能士	人	
合 計	人	
うち林業現場作業職員に係るFL、FM、1級及び2級の実人数の合計	人	※資格を複数所有している者が重複しないように留意

(記載要領)

1. 資格等の区分には、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、林業技能士の区分を記載すること。
 ア フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、愛知県林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
 イ 林業技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」に合格した者とする。
2. 人数には、申請時の現有人数を記載すること。

(注)

1. 愛知県林業労働力の確保の促進に関する改善計画の認定・報告、もしくは愛知県林業経営体の登録・報告から変更がない場合は、その申請等の写により代えることができる。
2. 証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。（補助金交付申請書及び実績報告書への添付は不要）

様式第4号

委任状及び精算依頼書

私どもは を代理人と定め次の１の事項を委任します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

1. 記載番号の に対する令和 年度 事業補助金の交付
申請並びに請求及び受領に関すること。
2. 令和 年度 事業補助金受領の際下記の代金を精算されること。
- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

殿

令和 年 月 日

申請番号	住 所	氏 名

注1) 補助金から控除できるものとして記載する事項は、

- ア 補助金事務取扱手数料
- イ 申請にかかる施行地に使用した苗木等の造林資材の立替代金または
売払代金
- ウ 申請にかかる施行地に対する森林保険料
- エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る
事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部。
- 2) 申請番号は様式第2号の申請内訳書の番号と一致させること。
- 3) 日付けは委任者全員の委任が完了した日であかつ申請書提出以前の日付け
とする。
- 4) 委任者が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とし、様式第1号の
申請内容が正しく記載されていることを確認した上で署名すること。
- 5) 多人数の場合は、欄のみ別紙で作成して続ける。

様

愛 知 県 知 事 印

令和 年度森林造成等事業補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）第 4 条及び森林造成等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

〇〇〇〇事業

2 補助対象経費

金 円

3 補助金額

金 円

4 補助金交付に当たっての条件

- （1）本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- （2）補助事業者は、規則、要綱及び造林事業実施要領を遵守すること。
- （3）申請の内容の変更が生じた場合は、別記様式第 1－3 号により申請し、知事の承認を受けなければならない。
- （4）補助金の代理受領者は、要綱第 1 2 に基づき、受領した補助金を速やかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- （5）補助事業者は、補助金交付申請書及びその証拠書類等を、事業の終了の翌年度の初日から起算して 5 年間保管するものとする。
- （6）補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度から少なくとも 5 年間は補助事業に沿って、補植、保育、森林保険加入等、成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。
- （7）※各補助事業に係る補助金の交付に当たって付すべき条件を記載。
（森林環境保全整備事業実施要領 第 1 2 の 1 または農山漁村地域整備交付金実施要綱 別紙 6（森林整備事業に係る運用）第 8 の 6（1）を転記）

様

愛 知 県 知 事 印

令和 年度森林造成等事業補助金の交付決定及び額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条及び第14条並びに森林造成等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

〇〇〇〇事業

2 補助対象経費

金 円

3 補助金額

金 円

4 補助金交付に当たっての条件

- （1）本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- （2）補助事業者は、規則、要綱及び造林事業実施要領を遵守すること。
- （3）補助金の代理受領者は、要綱第12に基づき、受領した補助金を速やかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- （4）補助事業者は、補助金交付申請書及びその証拠書類等を、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保管するものとする。
- （5）補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度から少なくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、森林保険加入等、成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。
- （6）※各補助事業に係る補助金の交付に当たって付すべき条件を記載。
（森林環境保全整備事業実施要領 第12の1または農山漁村地域整備交付金実施要綱 別紙6（森林整備事業に係る運用）第8の6（1）を転記）

様式第 6－1 号

令和 年 月 日

愛知県知事 氏名 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度森林造成等事業補助金に係る仕入れに係る消費税等
相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった 事業補助
金について、森林造成等事業補助金交付要綱第 10 条の 3 項の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の確定時における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額
金 円
- 4 要国庫補助金及び県補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付書類
3 の金額の積算の内訳、補助金交付決定通知書（写し）等の参考となる書類

様式第 6－2 号

番 号
令和 年 月 日

愛知県知事 殿

市町村長

〇〇絆の森整備事業において取得した用地等の転用の承認申請書

令和 年 月 日 第 号で承認した〇〇絆の森整備事業計画に基づきつく創造の森整備事業により取得した用地等について転用したいので、森林造成等事業補助金交付要綱第 10 条の 4 項の規定に基づき、下記関係資料を添えて申請します。

記

- 1 転用対象地名
- 2 転用対象地の概要
- 3 転用の理由
- 4 転用の目的
- 5 その他（その他必要な事項、図面等）

様式第 7 号

令和 年度 造 林 事 業
小規模森林育成事業 } 補助金配布明細書

申請 番号	住 所	氏 名	補 助 金 交 付 内 訳						補 助 金 精 算 内 訳								差 引 支払額	支 払 月 日	受 領 印	備 考	
			造林種 別	樹種別造林面積			県から交 付された 補助金額	苗木・肥料代金				森林保険料		事 務 手 数 料	計						
								計	品名	数量	単価	金額	期間			金額					
				ha	ha	ha	ha	円		本 kg	円	円	円	円	円	円	円	円	月 日		

注 1) 「受領印」は現金配付の場合のみとする。
2) 2 部作成し、1 部は各人ごとに切取って様式第 8 号に使用する。

令和 年度 補助金配付通知書

令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

代理人

さきに申請の委任があった令和 年度 補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついてはさきに依頼を受けた条項に基づき下記のとおり差引精算のうえ配付します。

なお、補助金の交付には下記条件が付されていますので通知します。

記

- 1. 補助金額
- 2. 配付方法

- (1) 口座振込 月 日 農協 支所貴殿預金口座に振込みました。
- (2) 現金交付 月 日 時～ 時の間に本状及び印鑑持参の上までお出掛けください。

補 助 金 配 付 明 細

様式第 7 号と同じ					
様式第 7 号から切りとって貼りつける					

- 3. 交付条件

補助金受領者の義務及び補助金の返還等の条件は、愛知県補助金等交付規則及び森林造成等事業補助金交付要綱のとおりとする。

令和 年 月 日

殿

住所
氏名

令和 年度 事業補助金支払状況報告書

事業補助金の支払を下記のとおり完了しましたから報告します。

記

補助金受領年月日	令和 年 月 日
補助金支払年月日	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
支払方法	
補助金受領額	円
補助金支払額	円
未払又はこれに類する金額	件 円 理由
事務取扱責任者名氏	

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

事業名：		
事業主体名：		
施行地：	林地傾斜度(°)：	
施工代表者：		
使用機械の規格：①3～4t (0.2m3クラス以下) ②6～8t (0.25m3クラス) ③9～13t(0.45m3クラス)	延長(m)：	幅員(m)：

※使用機械の規格は①～③から選択する。

【チェック項目】

区分		チェック項目	チェック欄	該当なし
路線計画	基本事項	① 路体について堅固に締め固めた土構造を基本としているか。	☐	☐
		② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配としているか。	☐	☐
		③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定しているか。	☐	☐
		④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定しているか。	☐	☐
		⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破砕帯などを通過しなければならない場合に、区間を極力短くするよう計画しているか。	☐	☐
		⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないように計画しているか。	☐	☐
		⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所について、適切な構造物を設置するように計画しているか。	☐	☐
		⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮して計画しているか。	☐	☐
		⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置しているか。	☐	☐
		⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置しているか。	☐	☐
		⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施したか。	☐	☐
		⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認したか。	☐	☐
施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安(作業システムに対応する必要最小限の規格)に適合するか。(林地傾斜度と車両クラスを上表へ記載)	☐	☐
	曲線	曲線を設定する場合、半径がおおむね6.0m以上となっているか(フォワーダ等の林業機械の走行を想定する場合をのぞく)。また、必要に応じて拡幅を設けるか、又はスイッチバック工法による施工としているか。	☐	☐

【チェック項目】

区分		チェック項目	チェック欄	該当なし
施 工	縦 断 勾 配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができるよう施工しているか。	☐	☐
		② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮して施工しているか。	☐	☐
		③ 縦断勾配について、概ね9%以下として施工しているか。また、やむを得ない事情がある場合には、主にホイール型車両の走行を想定する場合は概ね14%（短区間に限り概ね18%）以下、クローラ型車両の走行を想定する場合は概ね18%（短区間に限り概ね25%）以下となるよう施工しているか。	☐	☐
		④ 急勾配区間と曲線部の組み合わせを避けるよう施工しているか。	☐	☐
		⑤ S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう施工しているか。	☐	☐
	路 面	① 路面を安定させる必要がある場合は、切土によって発生した岩砕、礫等により路面を敷き固めているか。	☐	☐
		② 軟弱地盤の箇所は、枝条等を厚く敷き込む等の路面の安定を図る対策を行っているか。	☐	☐
		③ 敷砂利は現地で適材が得られない場合等に、必要最小限の範囲で実施されているか。	☐	☐
	排 水 施 設	① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置されているか。	☐	☐
		② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水されているか。また、排水先がない場合は、側溝等により導水されているか。	☐	☐
		③ 排水溝について、開きよとしているか。	☐	☐
		④ 小溪流の横断について、洗い越し施工としているか。	☐	☐
		⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設について、林業機械等の重量や足回りを考慮しているか。	☐	☐
		⑥ 排水はカーブ上部の入り口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避けるようにしているか。	☐	☐
		⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の浸食防止等の観点から横断排水施設を設置しているか。	☐	☐
		⑧ 横断排水施設の排水先に、水たたきの設置や植生マットで覆う等の処理を行っているか。	☐	☐
		⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くすることは避けているか。	☐	☐

【チェック項目】

区分		チェック項目	チェック欄	該当なし
施 工	切 土 ・ 盛 土	① 土質に応じた施工方法により実施されているか。	☐	☐
		② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにしているか。	☐	☐
		③ 残土が盛土規制法等に則して適切に処分されているか。	☐	☐
		④ 路肩処理について、強固に行われているか。	☐	☐
	切 土	① 切土高が1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないように施工しているか。	☐	☐
		② 切り土ののり面勾配について、「愛知県森林作業道作設指針」を標準として施工しているか。	☐	☐
	盛 土	① 複数層に区分し、各層30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めを行っているか。	☐	☐
		② 盛土のり面勾配について、盛土高や土質等にもよるが、1割2分を標準として施工しているか。また、急傾斜地では、丸太組工等を設置するなどし、盛土高を抑えながら堅固な路体を構築しているか。	☐	☐
		③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には締固めを繰り返したり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせているか。	☐	☐
		④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所について、盛土を避け土場は設置しないようにしているか。また、やむを得ない場合は排水施設を設置しているか。	☐	☐
		⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行っているか。	☐	☐
		残土 残土処理場を設置する場合、その構造が残土が安定した形状で維持できる構造となっているか。また、路面と段差を設けるなど、車両が進入しないようにしているか。	☐	☐
	簡 易 構 造 物	① 構造物について、現地条件に応じた規格・構造となっているか。	☐	☐
		② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理や側溝の設置等を行っているか。	☐	☐
		③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼく土や粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策を行っているか。	☐	☐
		④ 2t積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、路面の支持力が得られるように特に強固に締固めを行っているか。また、必要に応じて荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工しているか。	☐	☐
	伐 開	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最低限の幅となるよう検討されているか。	☐	☐
		② 幅が土質条件や風衝を考慮して決定されているか。	☐	☐
		③ 路線沿いの立木はできるだけ残すようにしているか。	☐	☐

【チェック項目】

区分	チェック項目	チェック欄	該当なし
周辺環境 への配慮	森林作業道の作設工事中及び森林施業の実施中、公道や溪流等の保全対象に対し 土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要な対策を講じたか。	☐	☐
管理	① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行っているか。	☐	☐
	② 森林作業道の管理主体を明確にしているか。	☐	☐

「みどりチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
記入日	令和 年 月 日

- ・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和26年法律第249号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。